

政策環境建設常任委員会議案付託表  
(2月16日付託分)

議案番号	件名
2 2	京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例一部改正の件
2 5	京都府公営企業の設置等に関する条例一部改正の件
3 5	指定管理者指定の件（公営住宅五か庄団地等）
3 6	京都府地球温暖化対策推進計画を定める件

政策環境建設常任委員会議案付託表  
(3月3日付託分)

議案番号	件名
67	一般国道307号道路新設改良工事委託契約変更の件
68	府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約変更の件
69	京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約変更の件

予算特別委員会政策環境建設分科会  
議案審査依頼表  
(3月3日付託分)

議案番号	件 名
4 4	<p style="text-align: center;">令和7年度京都府一般会計補正予算(第12号)</p> <p>歳入中</p> <p style="margin-left: 40px;">第 7 款 分担金及び負担金</p> <p style="margin-left: 80px;">第 2 項 第 4 目</p> <p style="margin-left: 40px;">第 8 款 使用料及び手数料</p> <p style="margin-left: 80px;">第 1 項 第 1 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 7 目</p> <p style="margin-left: 80px;">第 2 項 第 1 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 3 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 7 目</p> <p style="margin-left: 40px;">第 9 款 国庫支出金</p> <p style="margin-left: 80px;">第 1 項 第 4 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 5 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 7 目</p> <p style="margin-left: 80px;">第 2 項 第 1 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 3 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 7 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 9 目</p> <p style="margin-left: 80px;">第 3 項 第 1 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 3 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 7 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 9 目</p> <p style="margin-left: 40px;">第 10 款 財産収入</p> <p style="margin-left: 80px;">第 1 項</p> <p style="margin-left: 80px;">第 2 項 第 1 目</p> <p style="margin-left: 120px;">第 2 目</p> <p style="margin-left: 40px;">第 11 款 寄附金</p> <p style="margin-left: 80px;">第 1 項 第 1 目</p>

第 3 目

第 6 目

第 7 目

第 12 款 繰入金

第 2 項 第 5 目

第 10 目

第 21 目

第 14 款 諸収入

第 3 項 第 3 目

第 7 目

第 4 項 第 5 目

第 7 項 第 4 目

歳出中

第 2 款 総務費

第 1 項 第 1 目

第 10 目

第 2 項 第 1 目

第 2 目

第 3 目

第 7 項

第 4 款 衛生費

第 2 項 第 1 目

第 3 目

第 5 項

第 6 款 農林水産業費

第 4 項 第 1 目

第 2 目

第 8 款 土木費

第 10 款 教育費

第 6 項

第 11 款 災害復旧費

第 2 項

第 13 款 諸支出金

第 1 項

繰越明許費

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 5 2 | 令和 7 年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第 3 号）  |
| 5 5 | 令和 7 年度京都府電気事業会計補正予算（第 2 号）    |
| 5 6 | 令和 7 年度京都府水道事業会計補正予算（第 3 号）    |
| 5 8 | 令和 7 年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 5 9 | 令和 7 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 6 4 | 都市計画事業に関する市町村負担金を定める件          |
| 6 5 | 急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件     |
| 6 6 | 流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件         |

令和8年2月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会  
付託議案

総合政策環境部

第22号議案 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例一部改正の件

第36号議案 京都府地球温暖化対策推進計画を定める件



## 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部 改正（骨子案）に対する意見募集等の結果について

### 1 パブリック・コメント

#### (1) 意見募集の期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月20日（月）まで

#### (2) 意見募集の結果

提出者数：12名・団体

提出案件数：31件

#### (3) 主な御意見

##### 【京都府地球温暖化対策条例】

- 温室効果ガス排出量の新たな削減目標
  - ・削減目標は妥当である。
  - ・積極的な目標とは言えず更に上げるべき。
  - ・実績等を踏まえるとハードルが高すぎる。
  
- 府民による地球温暖化対策に関する必要な情報の把握と把握に資する府の支援
  - ・情報の把握及び把握に資する府の支援は重要。
  - ・情報の把握自体は良いがその後の施策へのつながりが不明確。
  - ・個人の行動変容に依存するだけでは、新たな温室効果ガス削減目標の設定に定められた数値の達成は難しい。

##### 【京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例】

- 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の失効期限の延長について、5年延長することに賛同する。

## 第36号議案

# 京都府地球温暖化対策推進計画を定める件

令和8年3月  
総合政策環境部

### 1 改定の趣旨

令和7年度末に、現行の京都府地球温暖化対策推進計画（以下「計画」という。）策定（2021(R3).3）から5年を経過し、見直しの時期を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定（2025(R7).2.18閣議決定）等を踏まえ、計画を改定する。

### 2 改定の概要

#### (1) 計画期間の延長

2030 (R12) 年度 → 2040 (R22) 年度

#### (2) 温室効果ガス排出量の新たな削減目標

2030 年度▲46%以上 → 2030 年度▲46%以上  
2035 年度▲60%  
2040 年度▲73%

#### (3) 主な改定事項

##### ① 緩和策

- ・家庭向け総合支援として、府民の脱炭素化に向けた意識向上や行動変容を促し、脱炭素行動について、総合的な提案・支援を実施
- ・府民によるエネルギー使用量把握等をきっかけに脱炭素行動変容を図る府民運動「(仮称)WE DO KYOTO! Plus」を推進
- ・スタートアップ企業や金融機関等の多様な主体が参画し、脱炭素ビジネス創出やGX投資促進等を牽引する「(仮称)京都ゼロカーボン推進コンソーシアム」の創設
- ・カーボンフットプリント（製品の排出量表示）の普及に向け、モデル作成や優良事例の発信、専門家派遣等による支援
- ・民間事業者と連携した公共施設や集合住宅等への電気自動車充電器設置促進

##### ② 適応策

- ・市町村が行うクーリングシェルターの設置支援など、関係機関等と連携した熱中症対策の強化

##### ③ 横断的取組

- ・府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- ・中間支援組織である京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動を強化

### 3 府民意見提出手続（パブリック・コメント）の結果

募集期間： 令和7年12月15日～令和8年1月5日

提出意見数： 46件（13名・団体）

# 京都府地球温暖化対策推進計画（中間案）に対する意見募集等の結果について

## 1 パブリック・コメント

### （1）意見募集の期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで

### （2）意見募集の結果

提出者数：13名・団体

提出案件数：46件

### （3）主な御意見

#### 【全体】

- 温室効果ガスの排出量削減目標について、より高い目標を設定し、削減のために府民や企業が協力して動くべき。

#### 【事業活動（産業・業務）】

- 脱炭素の取り組みが難しい個人事業主への支援が必要。

#### 【交通・物流（運輸）】

- 自動車等のアイドリング禁止について、改めて個人や企業に周知し、禁止を徹底していただきたい。
- 充電インフラの拡充にあたっては、公共施設への積極的な導入を図るなど、着実に増やす計画にしていきたい。

#### 【家庭（電気機器、住宅を含む。）】

- 府民の質の高い脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため既存住宅の取組も強化してほしい。
- 脱炭素に取り組む家庭の事例紹介（費用・効果・コツ）など、実践事例の共有が意識向上につながると考える。
- 温室効果ガス排出量削減効果の高い取組（太陽光発電の設置、省エネ家電の購入など）を促進させるための仕組みづくりに優先的に取り組んでほしい。
- 既存住宅の省エネ性能と快適性向上を実現するには壁・床・天井の断熱化も不可欠なので、この部分の支援についても計画に盛り込んでほしい。

#### 【再生可能エネルギー（エネルギー転換）】

- 地域特性に応じたバイオマス発電や風力発電等、ポテンシャルを最大限活かしながら、住民の合意形成が図られた再エネ事業に期待する。
- 災害時の避難施設となるような公共施設を最優先に、再エネの導入が進むことを期待する。地域住民もかかわる枠組みで導入ができれば、意識も高まり、環境教育にも繋がるのではないかと。

### 【廃棄物、環境物品等】

- 使い捨てプラスチックそのものを減らす施策と、府民へのごみ分別、リサイクルへの協力を呼び掛けてほしい。
- 食品包装のプラ資材（トレイ、包装用袋）のない販売手法やマイ容器持参での量り売りの推進に力を入れてほしい。

### 【気候変動の影響への適応策の推進】

- 市町村の適応計画作成支援の取組を入れていただきたい。
- 学校等の熱中症対策について、情報発信だけでなく、緩和策にもなる断熱遮熱を高める取組を進めてほしい。

### 【横断的取組】

- 府が連携の起点となり、市町村と連携した取組の強化を図るとともに、中間支援組織の取組強化により幅広い主体への支援や協働取組を推進することについて賛成。

### 【その他】

- 個人や企業に、気候危機の現状について、府の LINE や SNS 等も駆使して、今よりさらに情報発信し、行動変革の先導をきっていただきたい。

## 2 御意見を計画案に反映した箇所

- ・ 家庭の排出量削減のための情報発信内容に、実践事例を追加  
(35 頁 IV 3 (1) 加速すべき取組の方向性)
- ・ 住宅のリフォームにおける推進取組に窓以外の断熱も含まれるよう修正  
(45 頁 IV 3 (3) 目標達成に向けた取組)
- ・ 横断的取組における市町村支援に、適応に係る内容を追加  
(73 頁 VI 2 目標達成に向けた取組)

# 京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成 ※下線部分は現行計画からの改定箇所

## I 計画の概要

### ■ 計画策定の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

### ■ 計画の期間 2040年度まで

## II 現状と課題

### ■ 京都府の地域特性と気候変動の現状

- ・京都府の地域特性、気候変動の現状・将来予測  
中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候  
京都における気温の上昇傾向、真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向

### ■ 京都府の地球温暖化対策の現状

- ・京都府内の温室効果ガス排出量  
2023年度 ▲25.5% (2013年度比)
- ・京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況  
2023年度 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 11.3%  
2023年度 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー使用量の割合 20.7%

### ■ 京都府の地球温暖化対策の課題

- 産業・業務 : 多様な主体と連携した中小企業等の排出量削減に向けた支援が求められる
  - 家庭 : 脱炭素意識の向上と行動変容の促進により、府民一人ひとりの脱炭素行動の実践が府民運動となるような、機運醸成を図る取組を一層強化することが重要
  - 再生エネ : 導入に当たっては、地域に貢献し、地域と共生・協働する視点が重要
  - 適応 : 京都府の特性を踏まえた適応策を展開することが必要
- 横断的取組 : 府域全体での取組推進のため市町村や中間支援組織等との連携強化が重要

## III 計画の目標及び基本的な考え方

### 京都府の将来像

2050年頃

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

**2050年度「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す**

2040年頃

**ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会**

### 施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再生エネの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

## IV 温室効果ガスの排出量を削減する緩和策の推進

### ■ 温室効果ガスの排出量削減目標 (基準年度2013年度)

**温室効果ガス排出量 2030年度に46%以上、2035年度に60%、2040年度に73%削減**

再生可能エネルギーに係る目標指標  
府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 : 25%以上 28~33%  
府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー使用量の割合 : 36~38% 40~50%

### ■ 目標達成のために実施すべき取組

#### 【加速すべき取組の方向性】

関係する分野の  
取組に反映



【対象分野】  
対象分野ごとに  
実施すべき取組

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援 ■ 脱炭素・GX経営の促進
- 交通・物流の脱炭素化の推進 ■ 再生エネの最大限の導入・需要創出
- フロン対策の推進 ■ 循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行
- 温室効果ガス吸収源の対策 ■ 新たな環境産業の育成・支援
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 市町村・中間支援組織との連携

- 事業活動 (産業・業務) ○ 交通・物流 (運輸)
- 建築物 (住宅以外の建築物) ○ 家庭 (電気機器、住宅含む)
- 再生可能エネルギー ○ 代替フロン
- 廃棄物、環境物品等 ○ 温室効果ガス吸収源

## V 気候変動の影響への適応策の推進

### ■ 気候変動の影響

- ・京都府における気候変動の影響
- ・適応策の優先度

### ■ 適応策の進め方

- ・適応策の方向性
- ① 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- ② 気候変動に関する情報収集
- ③ 分野横断的な対応を適切に組み合わせた効果的なアプローチで適応策を推進
- ④ 適応ビジネスの推進
- ⑤ 行政自らの業務活動への適応策を推進

+ 適応策の推進体制の充実・強化・・・「京都気候変動適応センター」

+ 熱中症対策の強化 (京都府熱中症対策方針)

### ■ 適応策に関する基本的事項

#### ・推進方針

- ① 時間的・空間的な広がりを考慮、幅広い主体への影響を長期的観点に立って想定、生活や事業活動の質を維持・向上
- ② 適応策により、「京都らしさ」を持続・発展
- ③ これまで京都が培ってきた知恵を発信

#### ・適応策を展開する基本的視点

- ① 長期的に考える ② 幅広く対象を想定する
- ③ 同時解決を図る ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

#### 【7分野】

- ① 農林水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 府民生活

## VI 横断的取組 ■ 市町村との連携強化、中間支援組織の取組強化、その他個別取組

## VII 計画の進行管理

- ・庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- ・京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- ・おおむね5年ごとに、計画内容の見直し

令和8年2月京都府議会定例会議案別冊

## 京都府地球温暖化対策推進計画

京 都 府

# 目次

I 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
1-2 令和8（2026）年3月改定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 対象とする温室効果ガス	5
5 計画の策定手法	5
II 現状と課題	7
1 京都府の地域特性と気候変動の現状	7
(1) 京都府の地域特性	7
(2) 京都府の気候変動の現状	8
(3) 京都府における気候変動の将来予測	12
2 京都府の地球温暖化対策の現状	14
(1) 京都府の地球温暖化対策の推進状況	14
(2) 京都府内の温室効果ガス排出量	18
(3) 温室効果ガス排出量の増減要因	20
(4) 京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況	20
3 京都府の地球温暖化対策の課題	21
III 計画の目標及び基本的な考え方	28
IV 温室効果ガスの排出量を削減する緩和策の推進	31
1 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測	31
(1) 京都府の将来の社会・経済の想定	31
(2) 温室効果ガス排出量の将来予測	32
2 温室効果ガスの排出量削減目標	33
(1) 削減目標及び目標指標の設定	33
(2) 各部門別の排出量削減目標	34
3 目標達成のために実施すべき取組	35
(1) 加速すべき取組の方向性	35
(2) 取組の対象となる分野	37
(3) 目標達成に向けた取組	38
(4) 施策の進捗確認指標	51
V 気候変動の影響への適応策の推進	52
1 気候変動の影響	52

(1) 京都府における気候変動の影響 .....	52
(2) 本計画における適応策の優先度 .....	58
2 適応策に関する基本的事項 .....	62
(1) 推進方針 .....	62
(2) 基本的視点 .....	62
3 適応策の進め方 .....	64
(1) 適応策の取組の方向性 .....	64
(2) 京都らしさを活かした適応の取組の推進 .....	65
(3) 適応策の推進体制の充実・強化 .....	70
VI 横断的取組の推進 .....	72
1 横断的取組の趣旨 .....	72
2 目標達成に向けた取組 .....	72
VII 計画の進行管理 .....	76
1 計画の推進体制 .....	76
2 計画の進捗状況の点検 .....	76
3 計画の見直し .....	76
用語解説（五十音順） .....	77

# I 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

京都府では、平成 17（2005）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号。以下「対策条例」という。）を制定（平成 18（2006）年 4 月から順次施行）し、温室効果ガスの削減目標（平成 22（2010）年度までに平成 2（1990）年度比 10%削減）を定め、京都府地球温暖化対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しました。平成 22（2010）年 10 月には、対策条例を一部改正し（平成 23（2011）年 4 月施行）、新たな温室効果ガスの削減目標として、平成 2（1990）年度を基準年として、令和 2（2020）年度までに 25%削減（当面の目標）、令和 12（2030）年度までに 40%削減（中期目標）、令和 32（2050）年度までに 80%削減（長期目標）を定めるとともに、平成 23（2011）年 7 月には、東日本大震災発生後のエネルギー事情の転換も踏まえて推進計画を改定し、持続可能な社会の創造に向けて、総合的な施策を計画的に推進してきました。

また、温室効果ガスの削減には、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入拡大が重要な役割を担います。京都府では、地球温暖化対策の推進に加え、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することも目的とする京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号。以下「再エネ条例」という。）を平成 27（2015）年 7 月に制定しました。さらに、同年 12 月には再エネ条例に基づく実施計画として、再生可能エネルギーの導入等促進プラン（以下「再エネプラン」という。）を策定し、令和 2（2020）年度までに府内の総電力需要量の 12%を地域独自の再エネで賄うことを目標に設定し、京都府内の省エネルギー（以下「省エネ」という。）による電力需要量の削減と再エネの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んできました。

この間、平成 28（2016）年 11 月には、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続についても言及した「パリ協定」が発効し、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切りました。多くの国々で脱炭素社会に向けた取組が進められ、また、ESG 投資等の動きが拡大し、多数の企業が独自の中長期の削減目標を設定するなど、民間の取組も拡がりつつある中、令和 2（2020）年 1 月からパリ協定が始動しました。

一方で、平成 30（2018）年 10 月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が「1.5℃特別報告書」をとりまとめ、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 12（2030）年までに二酸化炭素排出量を約 45%削減し、令和 32（2050）年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると発表しました。

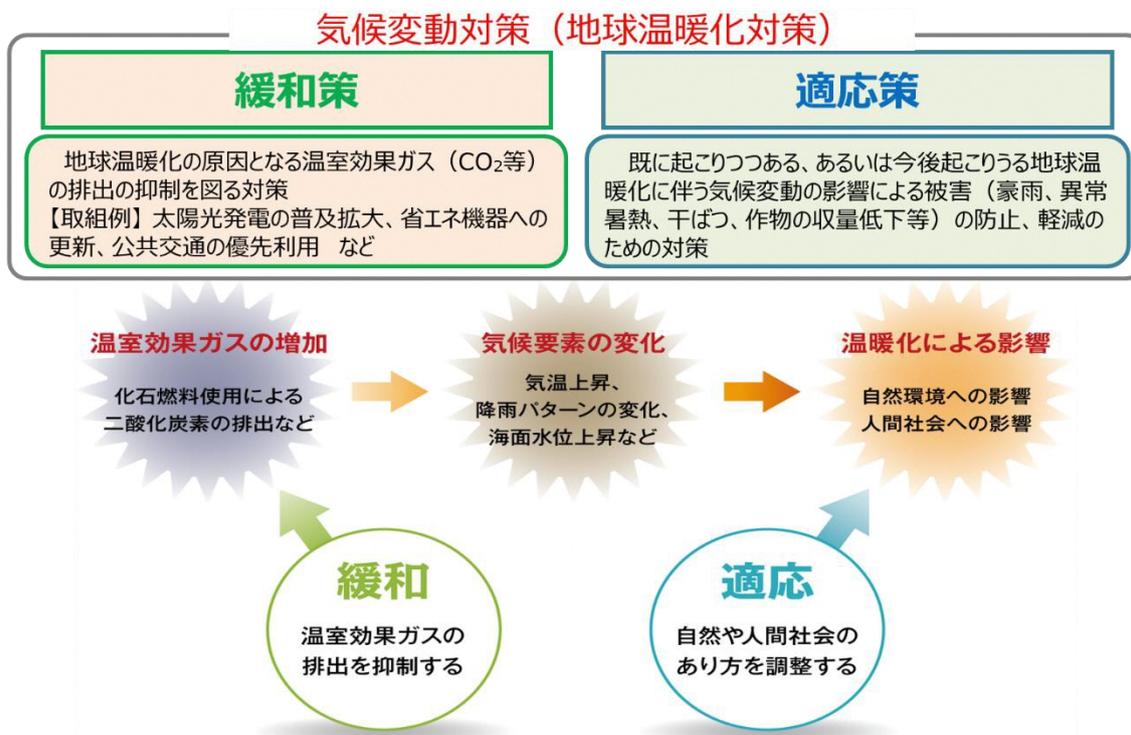
また、令和 3（2021）年 8 月には、IPCC が第 6 次評価報告書（AR6）の第 I 作業部会報告書（WG1）を公表し、気候変動の原因について、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と、初めて明記されました。そして、同年 10 月からグラスゴー（英国）で開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）において、パリ協定の長期気温目標と比べて一歩踏み込んだ「気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求する」とした成果文書が採択されました。

こうした中、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を

1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2（2020）年2月に、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

そして、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和2（2020）年12月に対策条例の改正を行い、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定しました。

また、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和3（2021）年3月に本計画を策定するとともに、令和5（2023）年3月には令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を46%以上とする新たな目標の見直しを含む改定をしたところです。



温室効果ガスの排出削減対策と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策は気候変動対策の両輪！

## 1-2 令和 8（2026）年 3 月改定の背景

令和 5（2023）年 3 月には、IPCC の第 6 次評価報告書統合報告書において、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達したと示され、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和 17（2035）年までに令和元（2019）年比で 60%削減することが必要とされるなど、更なる取組の加速化が強く求められているところです。

また、国においては令和 7（2025）年 2 月に地球温暖化対策計画が改定され、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、世界全体での 1.5℃目標と総合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、温室効果ガス排出量について、平成 25（2013）年度比で、令和 17（2035）年度までに 60%削減、令和 22（2040）年度までに 73%削減を新たに目指すこととされるとともに、同年同月に策定された第 7 次エネルギー基本計画においては、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給・経済効率性の向上・環境への適合を図るという「S+3E の原則」の下、電力部門の脱炭素化に向け、再エネの主力電源化の徹底を進めていくことが改めて示されました。

一方で、令和 6（2024）年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55℃の上昇と、単年ではあるものの初めて 1.5℃を超えたことが世界気象機関から報告されました。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しているところです。京都府においても、令和 7（2025）年には、観測史上初めて猛暑日と熱帯夜の日数がともに 60 日に達するなど、気候変動への対策が急務となっているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延等を契機とし、近年の国民のライフスタイルや意識に変化が生じており、都市構造や社会経済活動の見直しから、個々人の生活様式の見直しまで、社会全体の変革が不可欠となっています。

こうした動向を踏まえるとともに、令和 3（2021）年 3 月に策定した本計画は、策定後 5 年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととしているため、京都府では、府内の脱炭素化に向けた取組の更なる強化・加速化を目的に、令和 5（2023）年 3 月に改定した本計画を改定し、削減目標の見直し等を行いました。

本計画は、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするために策定するものであり、計画の改定に当たっては、「京都府総合計画」（令和 4（2022）年 12 月策定）及び「京都府環境基本計画」（令和 7（2025）年 12 月改定）等を踏まえて、地球温暖化対策に関連する幅広い分野の施策・事業との連携を図ることとします。

また、温室効果ガスの大幅な削減は、京都府の取組だけで達成できるものではありません。そのため、本計画では、国の法整備やその基幹となる制度・施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策についても織り込むとともに、府民、企業、地域、NPO など多様な主体との協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進することとします。

なお、適応策については、令和 8（2026）年度に国の気候変動適応計画の見直しを実施されること

から、国の計画や京都府の状況を踏まえ、今後見直し等を行う予定としています。

## 2 計画の位置付け

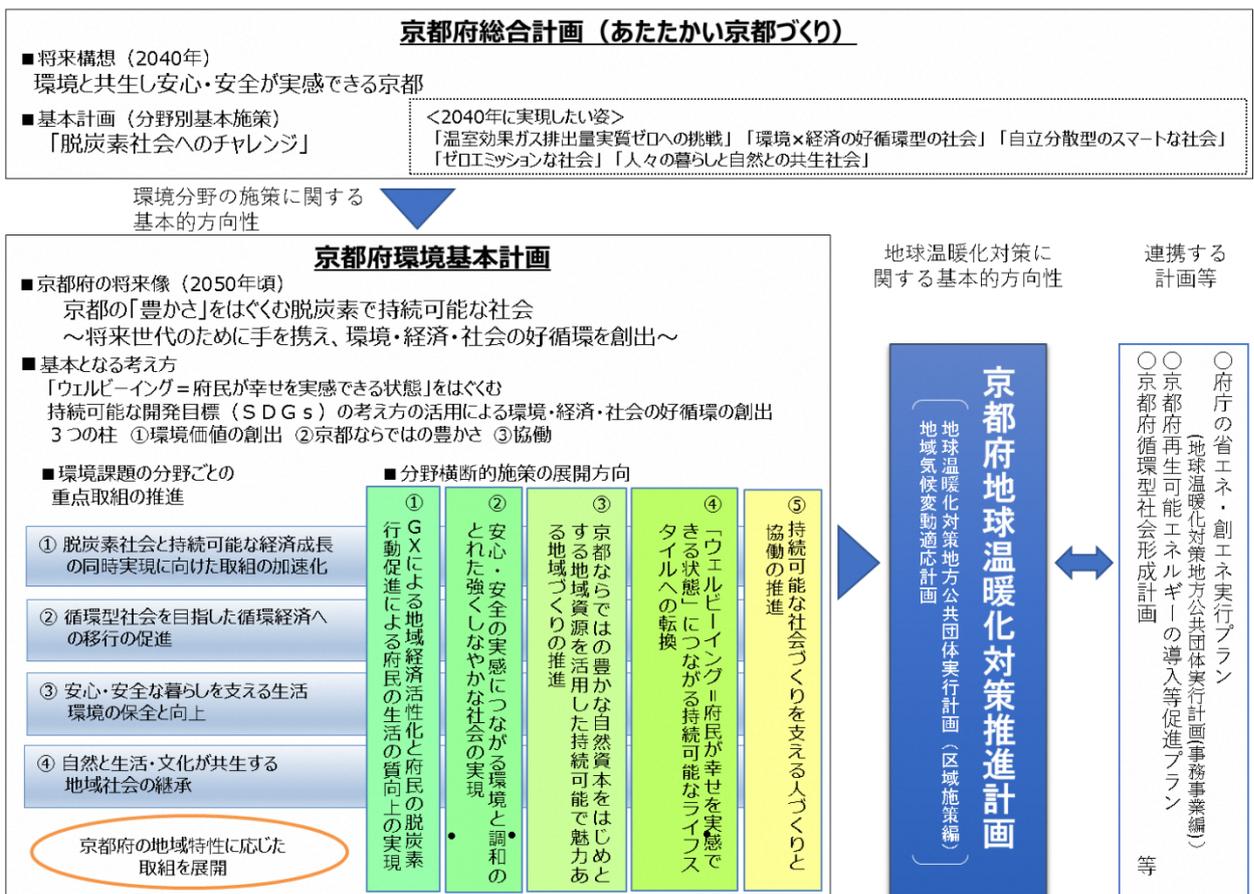
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に規定する「地域気候変動適応計画」及び対策条例第 10 条第 1 項に規定する「地球温暖化対策推進計画」として策定するものです。

また、国の「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」を踏まえ、府政運営の指針である「京都府総合計画」や、環境分野における方策の基本的な方向性を定めた「京都府環境基本計画」の個別計画として位置付け、その他関連する府の計画等との整合性を図りながら、連携して取組を進めるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 22（2040）年度までとします。

府政全体の指針



## 4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定されている次の7種類とします。

表 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な排出活動	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	【エネルギー起源】燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用 【非エネルギー起源】工業プロセス、廃棄物の焼却処分 等	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	工業プロセス、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処理、排水処理 等	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	工業プロセス、自動車の走行、耕作における肥料の施用、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処理、排水処理 等	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	HFCsの製造、冷凍空調和機器・噴霧器、半導体素子等の製造 等	12 ～14,800
パーフルオロカーボン (PFCs)	PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤としてのPFCsの使用 等	7,390 ～17,340
六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	SF <sub>6</sub> の製造、電気機械器具・半導体素子等の製造、変圧器・開閉器等の電気機械器具の使用・点検 等	22,800
三ふつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造	17,200

※地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を1 (基準) として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの

## 5 計画の策定手法

地球温暖化対策は、明確な目標に向かって着実に進み、その進捗状況を逐次チェックしていくというアプローチが不可欠です。このため、計画の策定に当たって、温室効果ガス排出量を削減する取組については、現状をそのまま延長し、将来を推計するのではなく、将来のあるべき社会像を想定し、そこに到達する道筋を明らかにする「バックキャスト」手法を活用します。

この手法を用い、目標年度である令和22(2040)年度の京都府の社会・経済を想定した上で、現在の趨勢を前提とした温室効果ガス排出量(「IV 1(2) 温室効果ガス排出量の将来予測」参照。以下「BAU 排出量」という。)を推計し、BAU 排出量から将来の脱炭素社会に向けた通過点となりうる令和22(2040)年度の排出量(温室効果ガス排出量の目標値)まで削減するための今後取り組むべき施策等を明らかにします。

なお、排出量の削減目標達成に当たっては、将来実用化されるエネルギー需給の最適化や効率的な省エネ、再エネ等の新技術の導入等の施策についても見込む必要があります。

また、気候変動による将来的なリスクに備え、現在確認されている気候変動による影響等の情報を整理・評価し、その結果に基づき、今後取り組むべき対策の方向性を明らかにします。

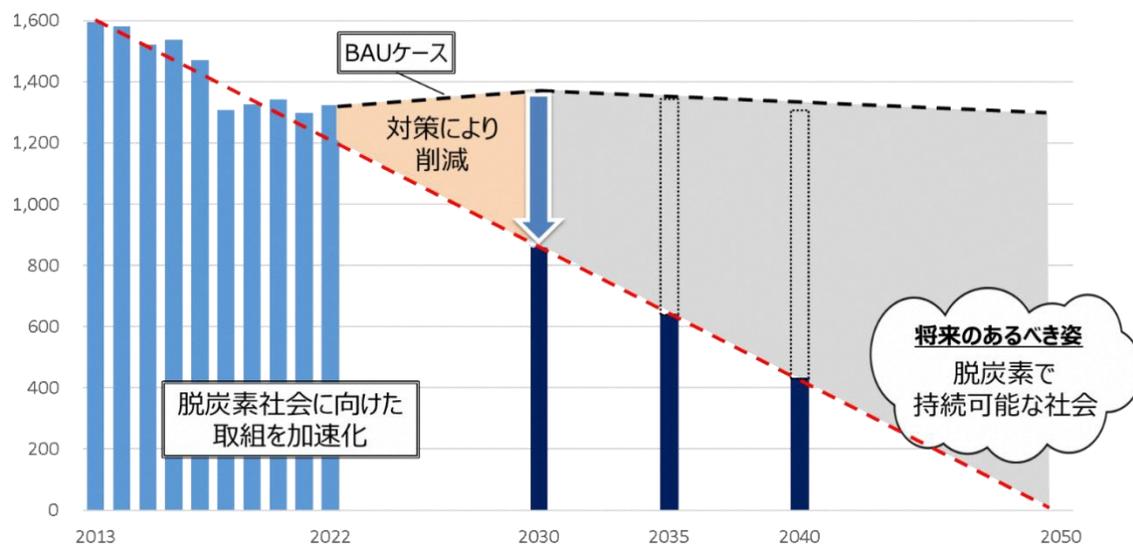


図 地球温暖化対策におけるバックカスティングのイメージ

## II 現状と課題

### 1 京都府の地域特性と気候変動の現状

#### (1) 京都府の地域特性

日本列島のほぼ中央に位置する京都府は、4,612 km<sup>2</sup>の面積を有しており、47 都道府県中 31 番目の広さ（国土の 1.2%）です。北は日本海と福井県、南は大阪府、奈良県、東は三重県、滋賀県、西は兵庫県と接しています。

#### <地勢>

丹後・中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれています。

中丹地域から中部地域は、大部分が山地で、丹波山地を源に淀川（桂川）水系、由良川水系に分かれ、その流域には、亀岡、福知山盆地のほか小盆地が点在しています。

京都・乙訓、山城中部・相楽地域は、桂川、宇治川、木津川の三川合流を要に、山城盆地在が扇状に広がっています。

京都府内には 23 本もの天井川があります（淀川水系：17 本 由良川水系：6 本）。

京都府内の山は全て 1,000 メートル以下であり、活火山はありません。

#### <気候>

南北に長い形の京都府は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして、気候が北部と南部に大別され、北部は日本海気候、南部は太平洋（瀬戸内）気候の特性があります。

北部でも丹後半島地域は冬季の大雪が特徴的な日本海側の特性が顕著で、福知山盆地から丹後山地一帯は気温の変動幅（1 日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きい内陸性、舞鶴湾・宮津湾付近一帯は両者の中間の気候となっており、南部では、亀岡盆地から南山城山間部にかけては内陸性の気候となっています。

京都市の市街地では、近年、ヒートアイランド現象による平均気温の上昇など、都市気候化の傾向が認められます。

（参照：京都地方気象台）



図 京都府の地勢

## (2) 京都府の気候変動の現状

### ① 気温の長期変動（統計期間：1881-2024年）

京都地方気象台の観測による京都市内の気温の長期変動をみると、年平均気温は100年当たり2.2℃の割合で上昇し、統計上有意な上昇傾向が見られます。

この京都市内の上昇率は、世界の平均した上昇率：0.77℃/100年、日本の平均した上昇率：1.40℃/100年よりも大きくなっています。

上昇傾向は最高気温に比べて最低気温で大きく、主な要因として地球温暖化に加えヒートアイランド現象の影響も考えられます。また、季節ごとの平均気温も四季全てにおいて長期的に有意な上昇傾向が見られます。

令和6（2024）年は、年間を通じて暖かい空気に覆われやすく気温の高い状態が続き、年平均気温は府内全ての観測所で統計開始以降の高い方からの第1位を更新する記録的な高温となりました。月別においても、9月及び10月の月平均気温は府内全ての観測所で高い方からの第1位を更新しました。

さらに令和7（2025）年月平均気温は、京都地方気象台では6月・7月は第1位、8月・9月は第3位を更新、舞鶴特別地域気象観測所では、6月・7月は第1位、9月は第3位を更新する高温となりました。また令和7（2025）年7月30日には、府内で観測史上初めて40℃を上回る40.6℃を福知山市で記録しました。

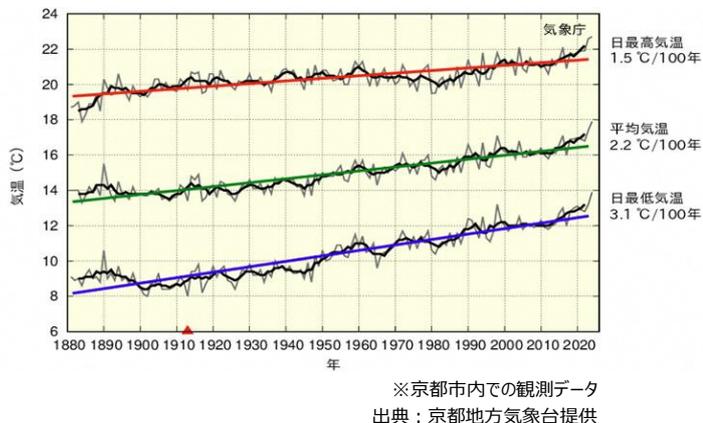
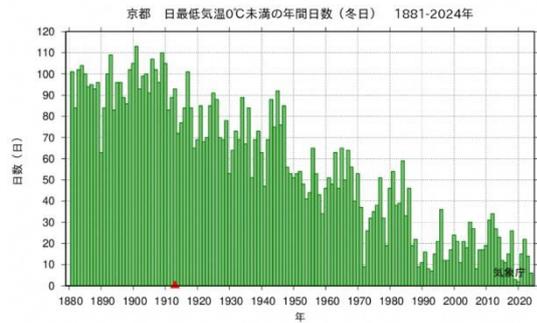
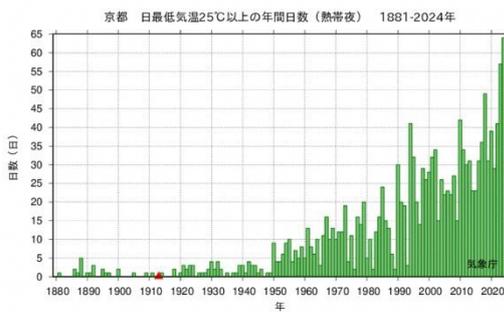
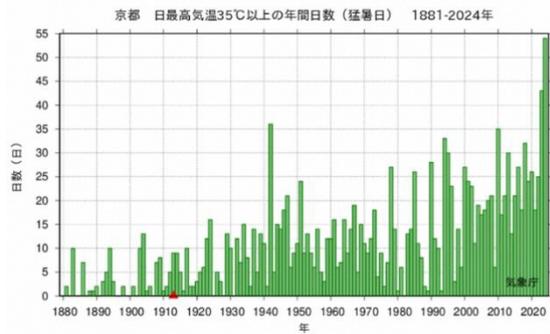
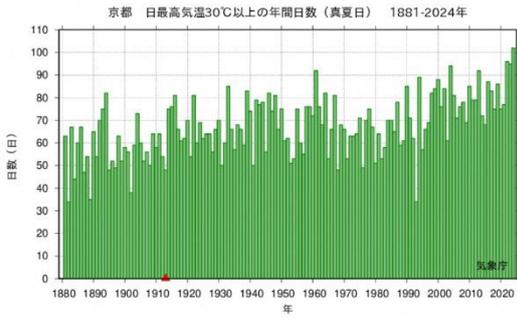


図 京都府の年気温3要素

②真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の長期変動（統計期間：1881-2024年）

京都市内では、真夏日は令和6（2024）年観測史上初めて100日を超え、猛暑日の日数は、1990年代半ばを境に大きく増加しています。また、令和6（2024）年には全国の観測点で初めて猛暑日及び熱帯夜がともに50日を超え、さらにその翌年令和7（2025）年には、猛暑日61日、熱帯夜68日と「60-60」を更新しました。加えて、日最低気温0℃未満の冬日の日数は観測以降、著しく減少しています。



真夏日：日最高気温 30℃以上の日  
 猛暑日：日最高気温 35℃以上の日  
 熱帯夜：日最低気温 25℃以上の日  
 冬日：日最低気温 0℃未満の日

※京都市内での観測データ

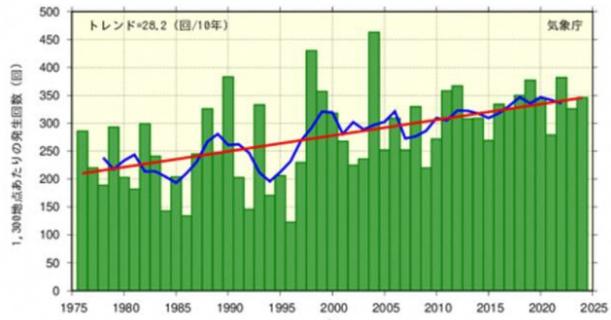
出典：大阪管区気象台 HP

図 京都市内における猛暑日・真夏日・冬日・熱帯夜の年間日数の推移

### ③大雨の頻度の変動

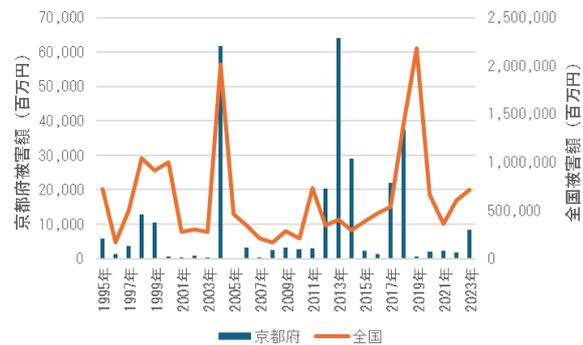
「滝のように降る雨」とされる1時間降水量50mm以上の全国年間発生回数は増加（統計期間1976～2024年で10年当たり28.2回の増加）しており、最近10年間（2015～2024年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数と比べて約1.5倍に増加しています。

短時間強雨の発生の増加等により近年は、浸水被害が頻発しています。直近では京都市内で、令和7（2025）年8月25日に日最大1時間降水量が102.0mmを記録し、観測史上第1位を記録し、住家被害7棟（床上浸水1棟、床下浸水6棟）、非住家被害5件、道路被害1件が発生しました。



出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2025」

図 全国「アメダス」1時間降水量50mm以上の年間発生回数



出典：水害統計調査（国土交通省）より作成

図 水害被害額

### ④熱中症救急搬送者数の変動

京都府の年平均気温より約1℃高い都市と比較すると、今後、京都府の平均気温が約1℃上昇した場合、10万人当たりの熱中症による救急搬送者数は7～9月の間で約15人増加する可能性があり、京都府の人口（約250万人）に換算すると、375人程度増加する可能性があります。

また近年では6月の月平均気温が上昇傾向であり、それに伴い6月の熱中症搬送者数も例年の倍以上に増加している年もあります。



図 10万人当たりの熱中症による救急搬送者数（7～9月の合計）



図 6月の熱中症搬送者数と月平均気温

#### ⑤農業における気候変動の影響や生物多様性の損失

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）地球規模評価報告書において、気候変動は地球全体の自然の変化に影響を及ぼす3番目に大きな直接要因とされました。気候変動は生物種の喪失や自然環境の劣化、気象災害の多発化・激化や農業生産の減少等、自然と人間に広範囲にわたり様々な形で負の影響を及ぼしています。

農業への影響としても、高温や少雨による作物の品質低下や収量低下、ゲリラ豪雨による作物の冠水、温暖化による媒介虫の増加によるウイルス病の発生などが生じています。

また、京都府の絶滅のおそれのある野生生物や、保護を要する地形・地質や自然現象、学術上重要な自然生態系などをとりまとめた「京都府レッドデータブック」では、絶滅のおそれのある野生生物の種は、平成14（2002）年には1,595種掲載されていましたが、平成27（2015）年には1,935種と約20%増加しました。この数字は、府内で確認されている野生生物種の約15%に当たります。

(3) 京都府における気候変動の将来予測（高程度の温室効果ガスの排出が続く場合※）

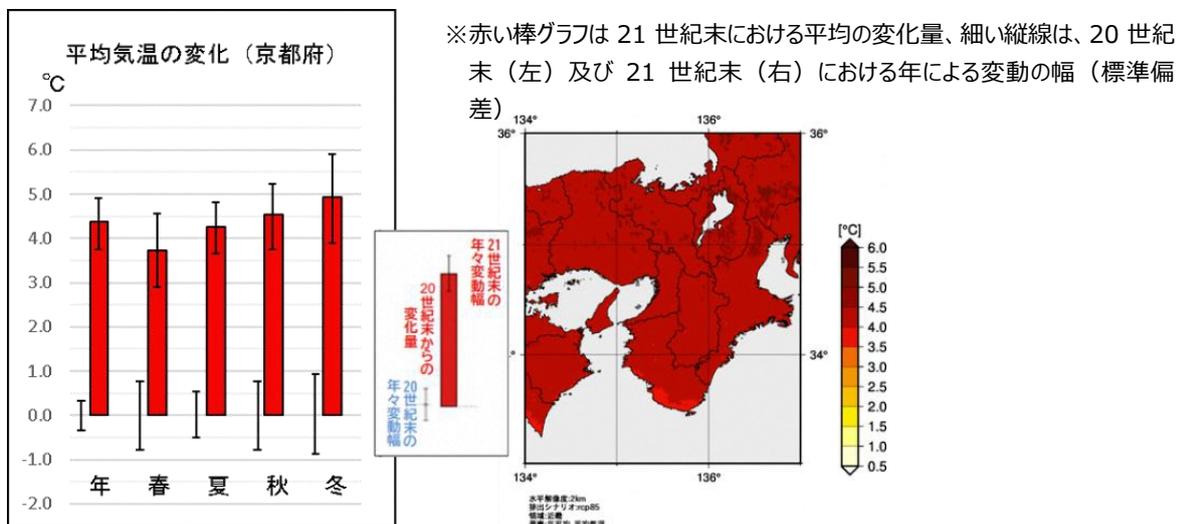
文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2025」において、20 世紀末（1980～1999 年）から 21 世紀末（2076～2095 年）までの気候の変化（気温、降水量、真夏日他）は以下のとおりと予測されています。

※IPCC 第 5 次評価報告書で採用した四つの温室効果ガス排出シナリオの中で最も排出量の多い「RCP8.5 シナリオ」に基づく予測

<気温>

将来（21 世紀末）の京都府における年平均気温は、20 世紀末と比べて 4.4℃上昇すると予測されています。

また、季節毎の平均気温は、3.7～4.9℃上昇し、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されています。（全国：4.5±0.6℃上昇）



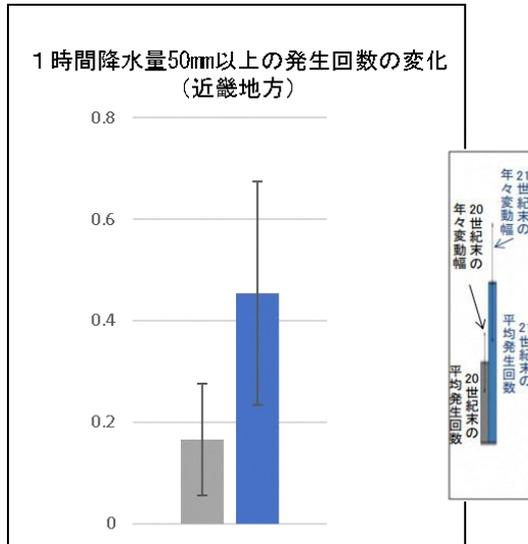
出典：大阪管区気象台 HP から作成

図 京都府における年及び各季節の平均気温の将来変化

<降水量>

将来（21世紀末）の近畿地方における1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間の発生回数は、20世紀末と比べて約2.7倍に増加すると予測されています。

（全国：約3.0倍増加）



※棒グラフは20世紀末（左側：灰色）及び21世紀末（右側：青色）における値、細い縦線は20世紀末及び21世紀末における年々変動の幅（標準偏差）

出典：大阪管区気象台 HP から作成 HP

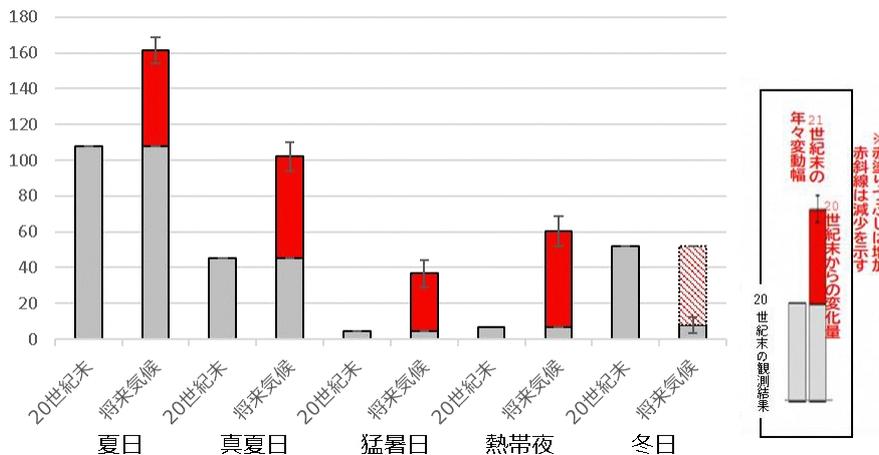
図 京都府における1時間降水量50mm以上の年間発生回数の変化

<真夏日他>

将来（21世紀末）の京都府において、猛暑日（日最高気温が35℃以上の日）となるような極端に暑い日の年間日数は、20世紀末と比べて32日程度増加すると予測されています。

夏日、真夏日、熱帯夜の日数も20世紀末と比べて53日以上増加すると予測されています。

京都府の年間階級別日数の将来変化  
(京都府)



出典：大阪管区気象台 HP から作成

図 京都府の年間階級別日数の将来変化

## 2 京都府の地球温暖化対策の現状

### (1) 京都府の地球温暖化対策の推進状況

京都府では、対策条例や推進計画に基づいて、幅広い分野にわたる対策を推進してきました。本計画ではこれまで温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために八つの分野の施策の方向性を確認し、その効果の進捗状況を把握するために適切な指標を選定するとともに、選定した指標ごとに目標水準を設定しており、その概要は次のとおりです。

表 施策の進捗確認指標の達成状況

分野	指標	単位	直近実績	2030年度目標
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合※ <sup>1</sup>	%	57.4 (2022)	80
	特定事業者の温室効果ガス排出量	万t-CO <sub>2</sub>	348 (2023)	375
交通・物流	府内エコカー(EV/FCV/PHEV/HV)の普及割合	%	26.9 (2023)	40
	府内電気自動車等の普及台数(EV/FCV/PHEV)	台	15,199 (2024)	20,000
建築物	建築物省エネ法基準※ <sup>2</sup> (2016年度)達成割合【300㎡以上新築住宅】	%	80.2 (2024)	100
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	kW	85,200 (2024)	74,000
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	317,853 (2024)	333,000
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,552 (2024)	2,000
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	%	20.7 (2023)	36~38
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	%	11.3 (2023)	25以上
代替フロン	第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の廃棄時のフロン類回収率※ <sup>3</sup>	%	43.5 (2022)	70
廃棄物等	廃プラスチック類(産業廃棄物)の年間排出量	t	135,490 (2019)	74,000
森林吸収源	ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 認証等製品年間出荷量	m <sup>3</sup>	21,706 (2024)	42,000

※<sup>1</sup> 第一～四計画期間 S 評価及び目標削減率 2 倍を達成した A 評価の事業者数の割合

※<sup>2</sup> 建築物省エネ法基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）で定められている建築物のエネルギー消費性能基準

※<sup>3</sup> フロン類回収率は環境省公表の全国値

### <対象分野：事業活動（産業・業務）>

対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度により、府内の温室効果ガス排出量の多くを占める大規模排出事業者対策を推進してきました。

「特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合」の指標については、第三計画期間（平成 29（2017）-31（2019）年度）の最終年度である令和元（2019）年度の 45.6%から令和 4（2022）年度は 57.4%と割合が増加しているとともに、「特定事業者の温室効果ガス排出量」の指標については、令和 5（2023）年度で 348 万 t-CO<sub>2</sub>と目標水準の排出量を既に達成しているなど、大規模排出事業者の温室効果ガス排出量削減の取組は着実に進んでいるものと考えられます。

また中小企業等（中小企業・小規模事業者）に対しても、EMS 診断事業や省エネ・再エネ設備導入に係る補助金等により、排出量削減に向けた取組を推進してきたところです。

今後は、大規模排出事業者自らの排出量削減に向けた取組だけでなく、サプライヤーへの働きかけ等を通じたサプライチェーン全体の排出量削減に向けた更なる取組の推進や、多様な主体が連携し、取組が進んでいない中小企業等への更なる支援が求められます。

### <対象分野：交通・物流（運輸）>

災害時における EV 等（EV、FCV、PHEV）の無償貸与協定に基づいた府や市町村における防災や環境イベント等での啓発活動等を通じて次世代自動車普及に向けた取組を進めるとともに、充電インフラの整備促進や、エコカーマイスター制度・エコドライブマイスター制度を活用した自動車交通における取組を推進してきました。

指標については、目標水準に向け、府内エコカーの普及割合や府内電気自動車等の普及台数は着実に増加していますが、国においても、令和 17（2035）年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%の実現を目指すこととされているなど、更なる次世代自動車の普及等に向けた取組を推進していくことが必要です。

### <対象分野：建築物>

一定規模以上の建築物（特定建築物及び準特定建築物）への再エネの導入を義務化するとともに、設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等を実施するなど、建築物への省エネの推進や再エネ導入に向けた取組を推進してきました。

「建築物省エネ法基準（H28）達成建築物の割合」については、令和 2（2020）年度の 77.0%から着実に増加するとともに、「特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量」については、目標水準を既に達成し、建築物の脱炭素化は一定進展しているところですが、建築物における排出量削減に向けては、新築だけでなく、既築建築物を含めた一層の省エネ改修・再エネ導入の推進の取組も必要です。

### ＜対象分野：家庭＞

京都府地球温暖化防止活動推進センターや京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を実施するとともに、省エネ機器や再エネ設備の導入、省エネ型住宅への改修等に対する補助金や融資制度等の取組を推進してきました。

「家庭の『見える化』取組世帯総数」については、令和3（2021）年度の266,551世帯から増加していますが、家庭部門における排出量削減に向けては、省エネ推進や再エネ導入に向けた脱炭素行動の実践を促す一体的な支援体制を構築するなど更なる取組が必要です。

「地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数」については、令和3（2021）年度の2,071件から減少していることから、担い手が高齢化するなど普及啓発の裾野の拡大が課題となっており、多様な人材との連携による啓発促進や中間支援組織（※）と連携した更なる取組の強化が必要です。

※本計画における中間支援組織とは、各地域の府民、事業者、学術研究機関、市町村等の多様な主体の取組を引き出し、地域に寄り添いながら継続的に伴走支援を行う、地域脱炭素の推進において重要な役割を担う組織をいう。具体的には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」を中核とし、「京都気候変動適応センター」や「きょうと生物多様性センター」等と連携した体制を想定

### ＜対象分野：再生可能エネルギー＞

太陽光発電と蓄電池の同時導入による自家消費型の再エネ導入や、地域資源を活用し地域振興に資する地域共生型の再エネ導入の取組を、省エネ施策と併せて推進してきました。

指標については、省エネによる府内の総電力需要量の減少や、家庭・事業者による太陽光発電の導入により着実に割合を伸ばしているところですが、目標達成に向けては、これまで導入が進んでいない場所（建築物の屋根や駐車場、農地等）への太陽光発電の導入や、次世代型太陽電池等の新技術の活用により、加速度的に導入を進める必要があります。

### ＜対象分野：代替フロン＞

代替フロンの排出抑制に向けては、代替フロンの適正処理に向けた立入検査・指導・助言等の継続や建築物解体現場における機器の廃棄時のフロン類の回収に加え、対策条例に基づき報告されている特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度の運用等に取り組んできました。

代替フロンの排出量については、令和4（2022）年度以降減少し、「第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率」については増加傾向にありますが、温室効果の高い代替フロンについては、引き続き対策が必要です。

### ＜対象分野：廃棄物等＞

廃棄物の排出抑制に向けては、排出事業者へのサステナビリティアドバイザーの派遣、府内処理業者のリサイクル情報等の集約・発信、排出事業者向けの3R情報冊子等の作成・配布等に取り組んできました。

廃棄物の排出量や最終処分量は減少傾向にあるものの「廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量」については増加しており、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の実現のためには、各取組における多様な主体との連携の広がり・強化が求められます。

### <対象分野：森林吸収源>

京都モデルフォレスト運動による里山林の整備、対策条例に基づく特定建築物への府内産木材等利用制度及びウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 認証制度等の推進により、二酸化炭素の吸収・固定化の取組を推進してきました。

「ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 認証等製品年間出荷量」については、令和 3（2021）年度の 26,450 m<sup>3</sup>から減少傾向にありますが、木質バイオマス発電の燃料として府内産木材が活用されるなどその他の活用の普及を推進するとともに、森林経営活動に由来する J-クレジットや沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素であるブルーカーボンをはじめとしたその他の吸収源の普及に向けた取組を進めていく必要があります。

## (2) 京都府内の温室効果ガス排出量

京都府内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の火力発電所の稼働増に伴い、電気の排出係数が大きく上昇した結果増加しましたが、平成 25（2013）年度をピークに、減少傾向を保っています。

京都府内の令和 5（2023）年度の温室効果ガス排出量<sup>※</sup>は、約 1,187 万 t-CO<sub>2</sub> であり、本計画の基準年度である平成 25（2013）年度に比べて 407 万 t-CO<sub>2</sub> 削減、25.5%減少、前年度に比べて、86 万 t-CO<sub>2</sub> 削減、6.7%の減少となりました。

※令和 5（2023）年度の電気の排出係数を使用して算出。ここでの電気の排出係数は、全ての電気事業者による府域への電力供給量から算定したものであり、1 kWh の電力量を作り出す際に排出される二酸化炭素量のこと。

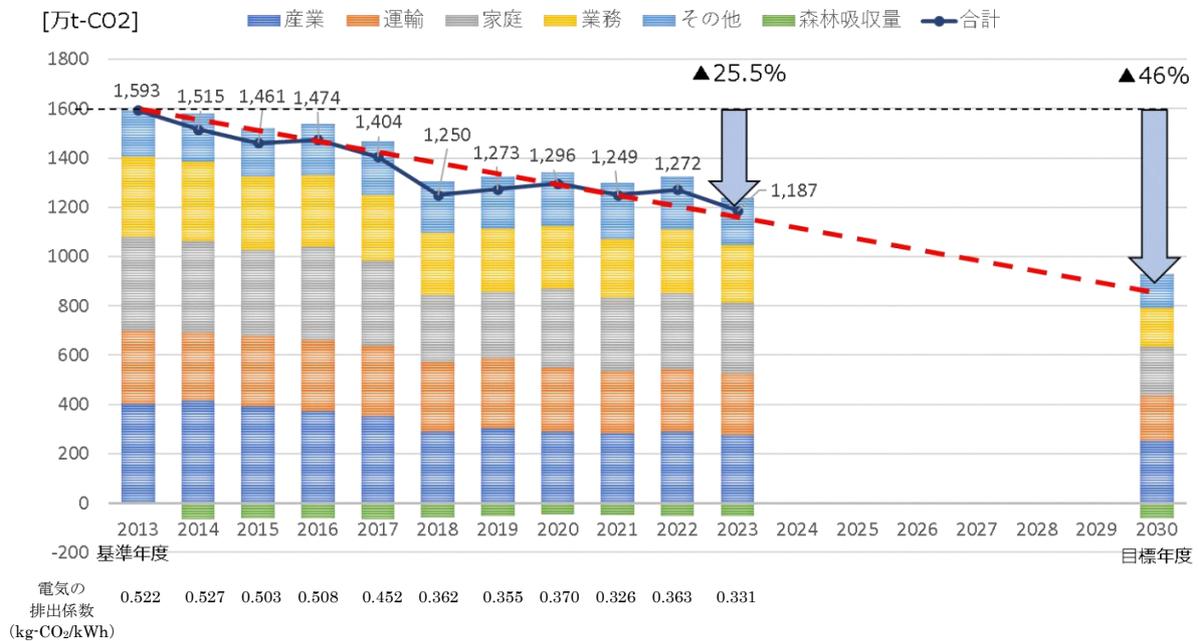


図 京都府内の温室効果ガス排出量の推移

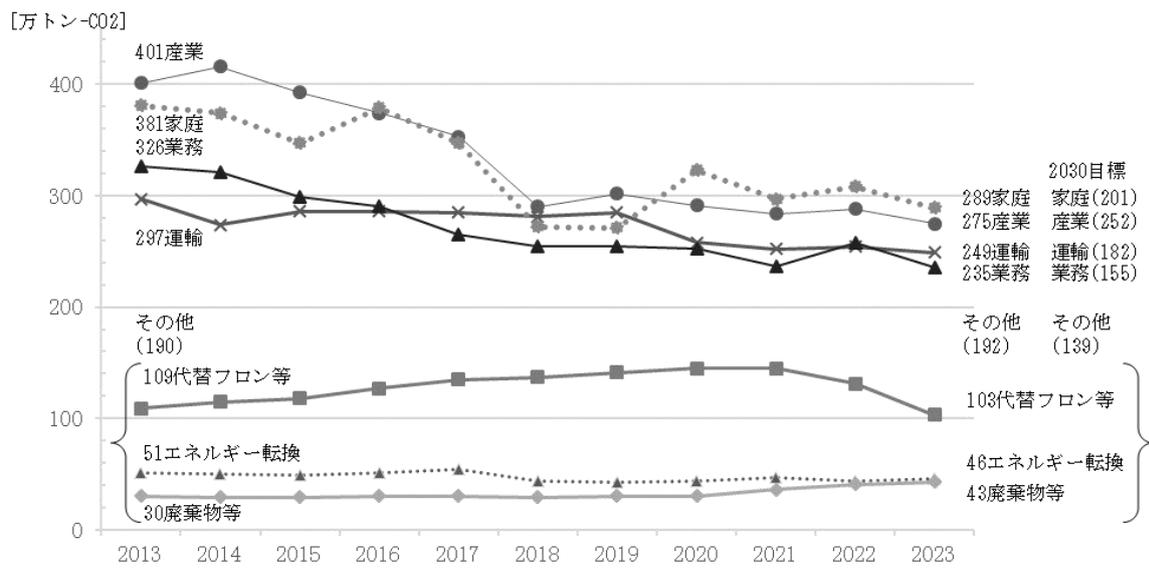


図 部門別の温室効果ガス排出量の推移

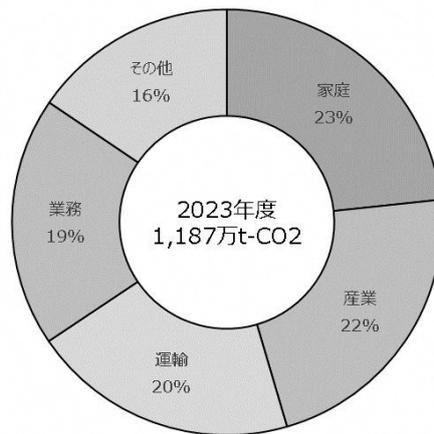


図 京都府内の温室効果ガス排出量の部門別の構成割合

### (3) 温室効果ガス排出量の増減要因

温室効果ガスは、エネルギー消費効率の向上や再エネの導入拡大、電気の二酸化炭素排出係数の低下等により、基準年度（2013年度）から減少傾向にあります。

また、コロナ禍におけるライフスタイルの変化等による社会変動は大きく、府域のエネルギー消費量は増加傾向でしたが、令和3（2021）年度をピークに減少しています。

各分野における基準年度（2013年度）から令和5（2023）年度の増減要因は以下のとおりです。

表 温室効果ガス排出量の増減要因

	主な増加要因	主な減少要因
産業部門	経済活動の増加	電気の排出係数の低下、燃料転換等
業務部門	業務用建物の延べ床面積の増加	電気の排出係数の低下、 床面積当たりの総生産の減少等
運輸部門	—	自動車単体の燃費向上等
家庭部門	世帯数の増加	電気の排出係数の低下、 世帯当たりの人数の減少等

経済活動別総生産（名目）で比較すると、京都府の産業・業務部門は、全国と比べ、教育、製造業及び宿泊・飲食サービス業が特に盛んです。また京都府では、核家族の世帯・単独世帯の増加傾向が見られるとともに、人口に占める大学生の割合は全国で最も高くなっています。

また、京都府の温室効果ガス排出量は、全国と比較して、家庭部門の占める割合が高い傾向にあります。

### (4) 京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況

京都府内の再エネは、FIT 制度の開始により、太陽光発電設備を中心に普及が進んできました。府内の再エネ設備の発電電力量は平成26（2014）年度の11.8億 kWh から、令和5（2023）年には17.6億 kWh まで増加しており、府内の総電力需要量に対する割合は11.3%となっています。ただし、近年はFIT 制度の買取価格の低下や適地の減少等の影響により導入量の伸びは鈍化しています。また、府内の総電力需要量に占める再エネ電力の割合は令和5（2023）年度には20.7%となっています。

近年では、SBT（企業版2℃目標）やRE100（再エネ100%の事業運営）等の国際的イニシアチブへの加盟企業の増加に見られるような大企業における脱炭素経営の取組の加速に伴い、サプライチェーンに属する中小企業等にも脱炭素化への対応が求められるようになってきており、また、データセンターの稼働の拡大等による電力需要の増加も見込まれることから、再エネ電力の需要は今後増加していくと見込まれます。また、家庭においても、電気料金の高騰対策や災害時の備えとして再エネへの関心が高まっています。

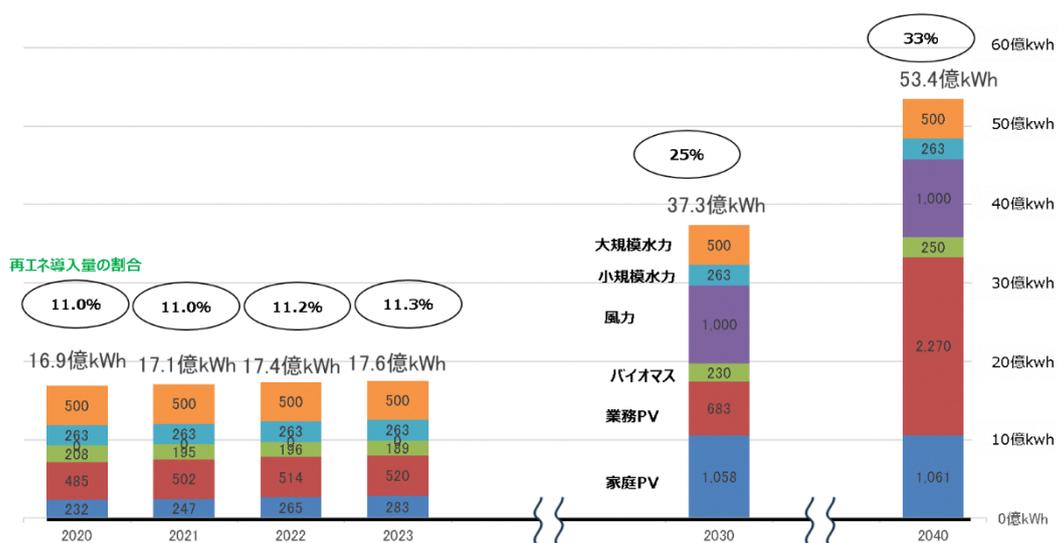


図 令和 22 (2040) 年度までの電源種別の再エネ電力導入イメージ

### 3 京都府の地球温暖化対策の課題

これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、京都府においては、省エネの取組や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により温室効果ガス排出量の削減は進んでいますが、ライフスタイルの変化等により、特に、家庭部門における温室効果ガスの削減は緩やかであることから、ライフスタイルに合わせた総合的な取組の推進・支援が必要です。

今後も、事業者や家庭等全ての主体が省エネの取組を徹底するとともに、再エネの最大限の導入・利用に取り組み、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要です。

そのためには、以下のような課題があると考えられます。

## 【産業・業務部門】

日本でも大企業を中心に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に賛同する企業や SBT・RE100に参加する企業が増え、こうした取組が企業価値を高め、投資家が評価する循環が広まりつつあり、サプライチェーン全体での排出量削減を目指す動きが広がっています。

このため、SBT、RE100 等環境に配慮した取組や SDGs を取り込んだ経営、ESG 投資の広がりを取組先取りし、企業自ら事業活動の中で徹底的な省エネ・再エネ導入を進めることで、企業経営の脱炭素化を進め、更なる ESG 投資を呼び込む好循環をつくり上げていくことが求められます。

一方、中小企業等においても SBT 認証を取得するなど先進的な取組を進める企業があるものの、多くの中小企業等は、脱炭素経営に必要な資金や人材の確保に取り組む余力がないことが課題であり、京都府がサポートしながら一丸となって対策を進めていく必要があります。

また、京都府内での産業・業務部門からの温室効果ガス排出量は全体の約半分を占めており、温室効果ガス排出量削減が非常に重要な部門となっています。

大規模排出事業者においては、排出量削減計画書制度に基づき着実に排出量の削減が進んできたところですが、脱炭素社会の実現に向けては、より一層の削減の取組が求められており、同制度を活用して、更なる省エネ対策・再エネ導入を促すことが必要です。また、京都府内企業に占める中小企業等数の割合が高いことから、大企業・中小企業等が連携してサプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量削減を促す仕組みづくりを進める必要があります。さらに、製造業をはじめ企業に対する世界の潮流として取引先企業や消費者等から求められる製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）について、府内企業の CFP 算定等を通じて、府内企業の排出量の削減、競争力向上につなげることが重要です。

中小企業等に対しては、環境対策を要請する大企業との連携が円滑に進むように、環境経営や ESG 投資の動向について学ぶ機会を増やし、環境経営と利益の追求が両立する意識の定着を進めるとともに、省エネに対する技術面での助言や省エネ設備・再エネ設備等への投資を支援する仕組みを継続していくことが必要です。また、地域金融機関・中間支援組織等の多様な主体と連携した中小企業等の実情やニーズに応じた排出量の削減に向けた支援が求められています。

## 【運輸部門】

人やモノの移動については、自動車によらず、自転車の利用や徒歩等、二酸化炭素を排出しない行動への移行が重要です。加えて、利用する車そのものを「Well-to-Wheel（油井から車輪まで）」の視点から脱炭素化することが必要です。

EV 等については、車種の増加や充電インフラ網の整備が進展するなど、普及は初期段階を脱したと言えますが、本格普及には至っていません。特に、充電インフラについては、京都府内での面的な整備は進展しましたが、利用者の利便性向上を踏まえた効率的な充電器の設置が求められているとともに、集合住宅をはじめとして、基礎充電の整備の重要性が増しているなど、新たな課題・ニーズも発生しており、また利用者の EV 等に求めるニーズも多様化しつつあります。国においても、令和 17（2035）年までに乗用車の新車販売で電動車 100%の実現を目指すこととされているなど、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組の一つとして、EV 等の本格普及に向けた取組が引き続き求められます。

また、自動車を巡っては、近年 CASE（Connectivity（コネクタ化）、Autonomous（自動化）、Shared & Service（シェアリング・モビリティサービス）、Electric（電動化））といわれる大きな技術革新の波が訪れており、EV 等の蓄電池機能を活用したエネルギーインフラとしての価値や、デマンド交通の効率化や無人移動サービス・エコツーリズムの提供等新たな移動方策としての価値、走行データを活用した渋滞の回避等、物流の効率化に向けた情報端末としての価値が期待されています。将来的には、AI 等により個人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス（MaaS：Mobility as a Service）と CASE の新技術を組み合わせることにより、地域交通課題と温室効果ガス排出量の削減の同時解決に向けた仕組みづくりが求められます。

このほか、近年のインターネット通販やフリマアプリ等の電子商取引（e-コマース）の急速な普及に伴う宅配便の取扱い個数の増加とそれに伴う再配達が課題となっています。人手不足や輸送コスト上昇などの物流の 2030 年問題の影響が顕在化する中で、再配達の削減に向けた取組等、物流の効率化に向けた取組が求められます。

## 【家庭部門】

家庭部門では、世帯数及び世帯当たりの家電製品の増加や、異常気象に伴う冷房需要の増加、さらには在宅勤務の定着化等のライフスタイルの変化により、温室効果ガス排出量の削減の進捗は緩やかであるため、家庭部門での温室効果ガス排出量の削減が課題となっています。

家庭におけるエネルギー消費には住宅の断熱性能が深く関係しており、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等、住まいの断熱性能の向上と省エネ、創エネを組み合わせた建築物をさらに普及させ、温室効果ガスの削減を進める必要があります。また、住宅の断熱性能向上は、光熱費の削減だけでなく、健康や快適性にもメリットがあることや、熱中症対策やヒートショックのリスク低減につながるなど、府民の安心安全や暮らしの質の向上の視点からの普及促進策が必要となります。

家庭における太陽光発電設備の設置については、電気料金の高騰対策や、災害対応力向上のための電力の自立的確保への意識の高まりにより、新築住宅を中心として導入が進んでいるところです。今後は、引き続き新築時の蓄電池との同時導入を進めるとともに、既存住宅についても PPA モデル等新たな導入形態の普及促進や、次世代型太陽電池等の新技術の活用による耐荷重等の課題解決により、自家消費型の再エネ導入の拡大を図っていく必要があります。なお、導入の促進に当たっては、地域の実情に応じた取組を市町村と連携して行う必要があります。

また、ライフスタイルの変化が進む中、在宅勤務の増加等による家庭でのエネルギー消費量の増加が見込まれます。このため、エネルギー効率が低くなった古い家電製品等から、高効率機器への買替えを促進し、省エネを推進するだけでなく、ランニングコストの低減や快適性向上にもつながる高効率な家電製品の導入等を着実に進めることが必要です。

さらに、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を着実に進めるため、日常生活における脱炭素意識の向上や行動変容の促進により、府民の脱炭素行動の自分事化を促すなど、一人ひとりの脱炭素行動の実践が府民運動へとつながるよう、機運醸成を図る取組を一層強化することが重要です。

## 【再生可能エネルギー】

データセンターの稼働の拡大等による電力需要の増加が見込まれる中、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けては、再エネの加速度的な普及拡大が必要です。FIT 制度をはじめとした国や京都府、市町村の支援制度等の下、再エネの導入は堅調に推移してきましたが、近年、FIT 制度の買取価格の低減や太陽光発電設備の設置に適した土地の減少等の影響により、導入量の増加ペースは鈍化しています。今後の導入の加速化に向けては、これまで十分に導入が進んでいない場所（建築物の屋根や駐車場、農地等）を活用した導入促進の取組に加え、技術革新等による導入費用の一層の低減や従来は活用不可能だった場所の活用、規制面の課題整理等とともに、発電した再エネの需要の創出や発電した再エネの効率的な活用が必要となります。

再エネの導入の拡大に当たっては、自然・周辺環境との調和や地域との共生が重要であり、適切な保守点検による安心・安全な事業運営はもちろん、地域の防災力向上、地域活性化・雇用創出等の地域貢献により、地域に理解され、地域と共生・協働する再エネの導入を推進する取組が求められます。

また、2030年代後半以降を見据えると、太陽光パネル等の老朽化による事業継続の問題や、大量に排出される太陽光パネルの廃棄等の課題に対して計画的に取り組む必要があります。京都府内には太陽光発電設備の適切な保守管理や太陽光のリユース・リサイクルに関するノウハウを有する企業が既に存在するため、こうした企業の高度な技術を活かし、リユース・リサイクル等の仕組みの構築を図っていく必要があります。

近年、SBT や RE100 の参加企業の増加に見られるように、大企業においては自社の事業活動に使う電力の 100%再エネ化をはじめとする脱炭素経営への取組が加速しており、その取組の中で、サプライチェーンに属する中小企業等にも脱炭素の対応が求められるようになってきています。こうした流れの中で、府内企業の脱炭素経営を促し企業価値の向上を図るためには、再エネの調達を望む企業等がそれを実現しやすい仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、再エネの利用についての意識が十分ではない企業や家庭については、相談窓口やコーディネート、情報発信等の機能を有する中間支援組織と連携しながら意識醸成や支援等に取り組むことで、再エネの需要の創出を図る必要があります。

さらに、再エネの効率的な活用のために、蓄電池やエネルギー管理システムの導入の拡大を図るとともに、水素等の次世代エネルギーの早期の社会実装に向けた支援も必要です。

## 【代替フロン対策、資源循環、温室効果ガス吸収源】

### ＜代替フロン対策＞

平成 25（2013）年度以降、排出量が増加傾向にあった代替フロン（HFCs）については、令和 4（2022）年度に減少に転じましたが、温室効果が高いことからその排出抑制が課題となっています。代替フロンを冷媒として多く使用する業務用冷凍空調機器や家庭用エアコン、自動車用エアコン等の機器の適正な管理を推進するとともに、ノンフロン機器等の推進など、代替フロン使用機器の製造・使用・廃棄に至る工程全体からの排出抑制に向けた取組を進めて行く必要があります。

### ＜資源循環＞

府内の廃棄物排出量は着実に減少している一方で、プラスチックごみのように一層の 3 R が必要となる分野も見受けられます。

このため、今後は、新たな技術や仕組みの導入、ライフスタイルの見直しを通じて、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の 2 R の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現に向けた取組を加速化する必要があります。

### ＜温室効果ガス吸収源＞

府域面積の約 4 分の 3 を占める森林については、林業振興対策と一体的に森林吸収源の取組を進めるとともに、木材利用による炭素固定やバイオマスエネルギー利用を加速化していくことが必要となります。

また、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素であるブルーカーボンをはじめとしたその他の吸収源の普及に向けた取組を進めていく必要があります。

## 【適応策】

地球温暖化の影響により大雨の発生確率と強度が大きくなり、熱中症による救急搬送人員が増加傾向にあるほか、農業においては、高温による生育障害や品質低下などが既に発生しているところであり、近年では、京都府内のお茶の生産においては、3月の温暖化傾向による芽吹き及早まりの中で、4月の「低温日」の出現が一番茶の凍霜害を引き起こす事例の増加などが報告されています。

また、これまでのフォローアップ調査においては、様々な分野における気候変動による影響が確認されており、その多くに追加の対応が必要です。

このため、「緩和」と同時に差し迫った影響への対処としての「適応」の取組も不可欠となっており、京都気候変動適応センターによる適応策の推進拠点の下、京都府の特性を踏まえた適応策を展開することが必要です。

## 【横断的取組】

各部門における省エネ技術の導入や再エネの普及の取組を持続的に展開していくため、それらの取組を環境関連産業の振興や雇用の創出に結び付けていくとともに、環境教育や脱炭素社会づくりの役割を担う人材の育成、情報発信が必要となります。また、緩和策だけでなく、適応策も合わせた環境産業の創出や人づくりの観点が必要です。

さらに、府域全体で効果的な取組を推進していくためには、オール京都で地域の特性に応じた取組を推進することが必要であり、多様な地域特性を有し、地域の実情に精通した市町村との更なる連携強化が重要です。

また、多くの府民や市町村を巻き込んだ取組を推進するため、幅広いネットワークや地域における協働取組のノウハウを有する中間支援組織のコーディネート機能や相談窓口機能、情報発信機能の強化といった更なる取組が重要です。

### III 計画の目標及び基本的な考え方

本計画では、京都府環境基本計画で掲げる令和 32（2050）年頃の京都府の将来像「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和 32（2050）年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標とします。

併せて、令和 22（2040）年頃の将来像として、「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現を目指します。

具体的には、脱炭素型ライフスタイルへの転換等による安心・安全で快適な暮らしの実現や、多様な人材・優れた技術等を有する府内企業といった京都ならではの豊かさの活用による魅力ある地域づくり、行政だけでなく事業者や民間団体、府民等あらゆる主体の連携・協働の輪の拡大による環境課題の解決を図ることで、ウェルビーイングの向上を目指すとともに、温室効果ガスの排出抑制や再エネの導入拡大、環境にやさしいライフスタイルや社会の仕組みを構築することで、頻発する自然災害の要因ともいわれる気候変動に適応し、「脱炭素」で地球環境と調和した持続可能な社会の構築を目指します。

また、令和 22（2040）年頃の将来像「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現に向けては、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上できるよう、環境と経済・社会課題の統合的向上による質の高い暮らしの実現や、企業の競争力向上による地域産業の持続可能性向上につながる脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及、さらには社会関係資本の充実のため、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえながら、府民や企業、NPO、地域の団体、市町村等、多様な主体と連携・協働し、脱炭素化に向けた取組を推進していきます。

さらには、「環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の構築のため、環境と共生した緩和策と熱中症予防などの適応策を地球温暖化対策の両輪として展開するとともに、徹底した省エネの推進に加えて、京都府内の地域資源を活用した再エネの最大限の導入・利用を図り、再エネの主力電源化に資する取組を推進します。

これらの令和 32（2050）年頃の京都府の将来像「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」につながる令和 22（2040）年頃の将来像の実現を図りながら、温室効果ガス排出量を削減していきます。

令和 3（2021）年に COP26 で採択された「グラスゴー気候合意」では、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）と、その重要な経過点となる令和 12（2030）年に向けて野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれました。また、令和 5（2023）年 3 月には、IPCC の第 6 次評価報告書統合報告書において、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和 17（2035）年までに令和元（2019）年度比で 60%削減することが必要とされたところです。

京都府では将来像の実現を目指して、このような脱炭素化に向けた国際的な動向も踏まえ、「より早い」

削減目標の達成と「更なる高み」を目指して、緩和策に関する取組を加速します。

また、適応策の面からは、長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける分野横断的な対応を適切に組み合わせたレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築、暑熱順化・熱中症対策等、京都府の地域特性に応じた気候変動適応策を推進します。

## 2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

### 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

## 2040年頃の将来像

### ウェルビーイングの向上と 環境との共生による安心・安全が実感できる社会

## 施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

図 計画の目標及び基本的な考え方